

広島県告示第六百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十七年十一月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野安浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市安浦町内海北二丁目一四一九番二地先から 呉市安浦町内海北二丁目一六七七番二地先まで			一一・三〇 一二・四〇	一五八・五〇	
	新		一二・〇〇 一三・七〇	一五八・五〇	拡幅